

入 札 説 明 書

独立行政法人国立美術館の特定調達契約に係る入札公告（平成20年1月11日付け）に基づく入札等については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、独立行政法人国立美術館会計規則、その他独立行政法人国立美術館が定める関連諸規則、「物品に係る政府調達手続きについて（運用指針）（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）」及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約者等

- (1) 独立行政法人国立美術館分任契約担当役 東京国立近代美術館長 加茂川幸夫
- (2) 所属部局名 独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館
◎調達機関番号 517
- (3) 所在地 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3番1号
◎所在地番号 13

2 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び予定数量
東京国立近代美術館で使用する電気 一式
- (3) 調達件名の特質等
購入物品の性能等に関し、東京国立近代美術館が入札説明書で指定する特質等を有すること。（詳細は別添仕様書による。）
- (4) 使用期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日
- (5) 需要場所
 - ① 東京国立近代美術館本館で使用する電気
予定契約電力 470kW 年間使用予定電力量 1,856,600kWh
 - ② 東京国立近代美術館工芸館で使用する電気
予定契約電力 125kW 年間使用予定電力量 341,800kWh
 - ③ 東京国立近代美術館フィルムセンターで使用する電気
予定契約電力 470kW 年間使用予定電力量 1,192,900kWh
 - ④ 東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館で使用する電気
常時電力 600kW 年間使用予定電力量 3,024,000kWh

(6) 入札方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、当館が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」においてA、B又はCの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (4) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
- (5) 契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先。〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3番1号
独立行政法人国立美術館
東京国立近代美術館運営管理部会計担当係
電話番号03(3214)2592
- (2) 入札書の受領期限
平成24年3月2日18時00分(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)
- (3) 開札の日時及び場所
平成24年3月9日15時00分 東京国立近代美術館本館講堂
- (4) 入札書の提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。
なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (5) 入札の無効
競争参加資格を有しない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及びその他別添「競争加入者心得」17各号に掲げる入札書は無効とする。
- (6) 入札の条件
当該入札説明書に定めがあるものを除き、別添「競争加入者心得」による。
- (7) 契約の条件
別添契約書(案)及び仕様書による。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、入札書及び別封にした別紙1に記載の競争参加資格確認のための書類及び供給できることを証明する書類（以下「競争参加資格確認のための書類」という。）を、次に掲げる期限までに提出しなければならない。

提出期限 平成24年3月2日18時00分（郵送する場合には期限までに必着のこと。）

提出場所 入札書の提出場所に同じ

- ② 入札者は、開札日の前日までの間において、分任契約担当役から競争参加資格確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、分任契約担当役から説明を求められた場合は、入札者の負担において、これに応じなければならない。
- ③ 資料等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- ④ 分任契約担当役は、入札者から提出された書類を競争参加資格の確認、入札公告及び入札説明書に示した物品を供給できるかどうかの判断以外に入札者に無断で使用することはない。
- ⑤ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑥ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑦ 入札者が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。
- ⑧ 応札に際しては別紙2を熟覧し、承知した上で、応札すること。

- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

5(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、3競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が独立行政法人国立美術館会計規則第22条第1項及び独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成 有
- (7) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した供給できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべての供給検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した供給できることを証明する書類について虚偽の記載があると判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(別紙 1)

競争参加資格確認のための書類及び供給できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 平成23年度一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格，関東・甲信越地域を競争参加地域とするもの）の写し・・・・・・・・・・1部
- (2) 特定規模電気事業者の場合，電気事業法に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類・・・・・・・・・・1部
（届出証等の写しに，現在有効である旨の内容，日付，社名及び代表者名を記載し社印及び代表者印を押したのもでも可とする。
なお，開始時期が判別できるものであること。）
- (3) 競争参加資格の確認用申請書（別紙様式1）・・・・・・・・・・1部

2 供給できることを証明する書類

- (1) 電気を安定的に供給できることを証明する書類（安定供給証明書）
（別紙様式2）・・・・・・・・1部
- (2) 供給（予定）設備の概要説明書（様式任意）
（場所，供給容量，種別等を網羅すること）・・・・・・・・1部
- (3) 障害支援体制に関する資料（様式任意）
（電気供給に障害が発生した場合の緊急連絡体制図を含む）・・・・・・・・1部
- (4) 競争参加者において電気供給条件を定めている場合は証明する書類（約款等）
・・・・・・・・1部
- (5) 特定規模電気事業者の場合，一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類（別紙様式3）
（電気託送確約書：原則として一般電気事業者からの「接続検討結果」及び「接続供給契約申込書」の写しを添付すること。）・・・・・・・・1部

3 その他

- (1) 参考見積書及び内訳書

(注)以上の提出書類の外，補足資料の提出を求める場合がある。

(別紙 2)

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館(以下「当館」という。)との関係に係る情報を独立行政法人国立美術館(以下「当法人」という。)のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当館への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当法人において役員を経験した者(以下「役員経験者」という。)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(以下「課長相当職以上経験者」という。)が役員、顧問等として再就職していること

② 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当法人の役員経験者及び課長相当職以上経験者(以下「当法人OB」という。)の人数、職名及び当法人における最終職名

② 当法人との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当館に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当法人OBに係る情報(人数、現在の職名及び当法人における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

競争参加資格の確認用申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成24年 月 日付入札公告のありました「東京国立近代美術館で使用する電気」に係る競争に参加する資格について、下記のとおり申請します。

なお、内容について事実と相違ないことを誓約します。

1. 前年度の状況

	項 目	点 数	合計点	適・否
①	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)			
②	前年度の未利用エネルギー活用 状況			
③	前年度の新エネルギー導入状況			

2. 前年度において、RPS法（電気事業者による新エネルギー等の
利用に関する特別措置法）第8条第1項の勧告を受けていないこと。

適・否

注1) 1の「自社の基準値」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注2) 1の「適・否」欄には各項目の合計点が70点以上の場合「適」と、70点未満の場合は「否」と記載すること。

注3) 1及び2ともに「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別添

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) ① 前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 前年度の未利用エネルギー活用状況
- ③ 前年度の新エネルギー導入状況

以上3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	数値	評点
① 前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.300 未満	60
	0.300 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.600 未満	40
	0.600 以上 0.750 未満	30
	0.750 以上 0.900 未満	20
	0.900 以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.350%以上	20
	0.000%以上 1.350%未満	10
	活用していない	0
③ 前年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	20
	0.8 倍 1.0 倍未満	10

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

(2) 平成22年度において、RPS法の義務を果たしていること。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを説明する書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(表)「各用語の定義」

① 前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数は、次のいずれかの数値とする。 1) 地球温暖化対策推進法に基づく告示で公表されている前年度の二酸化炭素排出係数 2) 各電気事業者がホームページで公表している全電源平均の前年度の係数 3) 地域別の前年度の係数を使う場合は、地方公共団体等のホームページ等で公表しているもの
②前年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨を考慮し、含まない。))をいう。 1) 工場等の廃熱又は排圧 2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。） 3) 高炉ガス又は副生ガス (算定方式) 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%) =前年度の未利用エネルギーによる発電電力量/前年度の供給電力量（需要端）×100 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

<p>③前年度の新エネルギー導入状況</p>	<p>新エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。</p> <p>①前年度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量（以下、「新エネ利用量」という。）</p> <p>②前年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量（RPS法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。）</p> <p>③前年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量</p> <p>④一昨年度からバンキングした新エネ相当量</p> <p>⑤本年度にバンキングした新エネ相当量</p> <p>⑥資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した前年度の当該電気事業者の基準利用量</p> <p>(算定方式)</p> <p>前年度の新エネルギーの導入状況 = (①+②-③+④-⑤) / ⑥</p>
------------------------	---

別紙様式2

安定供給証明書

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

供給品目 東京国立近代美術館で使用する電気 一式

供給期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日

この品目につきまして弊社は、貴館の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明いたします。

以 上

住 所
会 社 名
代 表 者

印

電気託送確約書

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

貴館が平成24年1月4日付け官報で入札公告した「東京国立近代美術館で使用する電気一式」（平成24年3月9日開札）について、下記の事項を遵守することを確約いたします。

記

貴館の開札の結果、当社が落札しましたら、貴館が本調達に関する入札説明書で掲げる事項を遵守します。また、送電に関しては、関東管内の一般電気事業者の託送センターと事前に協議を行い供給期間である平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、貴館が提示するとおりの供給を完全に行います。

住 所
会 社 名
代 表 者 印

※原則として、一般電気事業者からの「接続検討結果」及び「接続供給契約申込書」の写しを添付すること。

競争加入者心得

(趣旨)

- 1 東京国立近代美術館（以下「当館」という。）で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱については、独立行政法人国立美術館会計規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

- 2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であって、分任契約担当役東京国立近代美術館長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。

(入札)

- 3 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟知し現場確認の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書及び現場説明書等について疑義があるときは当館職員に説明を求めることができる。

(代理人)

- 4 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。
- 5 競争加入者は、独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

- 6 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札参加職員」という。）及び18.の立会い職員以外の者は入場することができない。
- 7 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。
- 8 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は競争参加資格者名簿に搭載した旨の通知書（写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 9 競争加入者又は代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。
- 10 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。
- 11 入札場において、公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合したものは、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

- 12 競争加入者は、入札場において配布される入札書用紙により入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札件名を表記し、入札執行場所に提出しなければならない。
- 13 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名、（法人にあっては、その名称若しくは商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

- 14 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

- 15 競争加入者又は代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消をすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

- 16 入札関係職員は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

17 次の各号の1に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- ①一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- ②指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- ③請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名、入札金額の記載のない入札書
- ④競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない入札書又は判然としない入札書
- ⑤代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない、又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されるものを除く。）
- ⑥請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- ⑦入札金額の記載が不明瞭な入札書
- ⑧入札金額の記載を訂正したもので、その訂正についての印の押していない入札書
- ⑨公正な価格を害し又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

（開札）

18 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）

19 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（再度入札）

20 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

（同価格の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

21 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

22 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任契約担当役から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、分任契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取り交わしを行うものとする。

23 落札者が22に定める期間に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

24 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、22に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、分任契約担当役がその必要がないと認めて指示した時はこの限りではない。

（異議の申立）

25 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書及び現場説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

委任状

平成 年 月 日

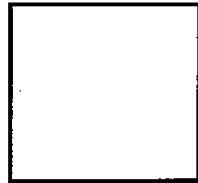
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

委任者〔競争加入者〕
所在地等
商号氏名
職氏名
印

私は、
を代理人と定め、下記に掲げる権限を委任します。

記

- 1 平成24年3月9日に東京国立近代美術館において行われる「東京国立近代美術館で使用する電気一式」に係る一般競争入札に関する一切の権限
- 2 受任者（代理人）の使用印鑑



【代理委任状の参考例1：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館

分任契約担当役

東京国立近代美術館長 殿

委任者〔競争加入者〕

〇〇都〇〇区1-1-1

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴館との間における下記の一の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 〇〇県〇〇市2-2-2

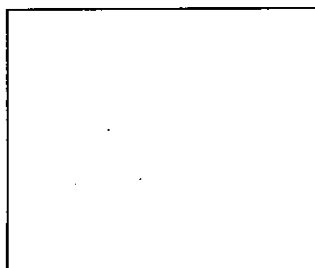
〇〇株式会社

〇〇支店長 〇〇〇〇

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納入及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

委任者〔競争加入者〕

所在地

商号等

代表者職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴館との間における下記は一切の権限を委任します。

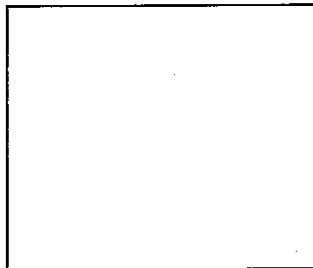
記

受任者（代理人）

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納入及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例 2：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委 任 状

平成 年 月 日

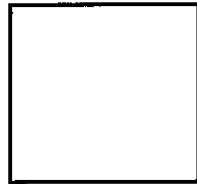
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

委任者〔競争加入者の代理人〕
〇〇県〇〇市 2-2-2
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〔競争加入者〕の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

1 平成 年 月 日に東京国立近代美術館において行われる〇〇〇〇に係る一般競争入札に関する件



2 受任者（復代理人）の使用印鑑

（注）この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること（参考例 1 を参照すること。）。

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

委任者〔競争加入者の代理人〕

所在地
商号氏名
職 氏 名

印

を

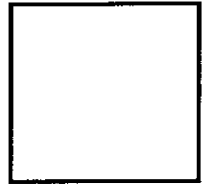
私は、
の一切の権限を委任します。

〔競争加入者〕の復代理人と定め、下記

記

1 平成24年3月9日に東京国立近代美術館において行われる東京国立近代美術館で使用する電気一式に係る一般競争入札に関
する件

2 受任者（復代理人）の使用印鑑



入 札 書

供給物品名 東京国立近代美術館で使用する電気 一式

入札金額 金 円也

(東京国立近代美術館が提示する予定使用電力量の対価を計算した総価)

(内訳)

施設名	基本料金	従量料金	計
東京国立近代美術館本館			
東京国立近代美術館工芸館			
東京国立近代美術館フィルムセンター			
東京国立近代美術館フィルムセンター 相模原分館			

仕様書に従って、この物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、この金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 殿

[競争加入者] 住 所

氏 名

印

備考

- 1 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

入札書に添付してください。なお、入札書に使用の印鑑で書印をお願いします。

入札内訳書（記入例）

この記入例は参考ですので、様式にとらわれずに作成してかまいません。

施設名：東京国立近代美術館本館

なお、内訳がわかるように作成願います。

月別	基本料金					従量料金					合計 (円) i+p		
	契約電力					夏季			その他季			合計 (円) p+t+o	
	数量(kW) a	係数 b×1	単価(円) c	計(円) d=a×b×c	合計 (円) f=d+h	数量 (kWh) j	単価(円) k	計(円) l=k×k	数量 (kWh) m	単価(円) n			計(円) o=m×n
4	00	0.85	00	00									
5	00	0.85	00	00									
6	00	0.85	00	00									
7	00	0.85	00	00									
8	00	0.85	00	00									
9	00	0.85	00	00									
10	00	0.85	00	00									
11	00	0.85	00	00									
12	00	0.85	00	00									
1	00	0.85	00	00									
2	00	0.85	00	00									
3	00	0.85	00	00									
計				000									

※ a1には、予定契約電力の値を入れること。

※ J及びmlには、仕様書別紙 月別 予定使用電力量の値を入れること。

※ 1は、力修正率で、力率は100%で計算。 力修正率=1-(力率-0.85)

※ 従量料金説明

季節区分

・夏季：7月1日～9月30日

・その他季：夏季以外

契 約 書 (案)

件 名 東京国立近代美術館で使用する電気 一式

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、東京国立近代美術館で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲が使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（使用期間）

第2条 使用期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は別表のとおりとする。

2 前項の料金に含まれる消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、料金額に105分の5を乗じて得た額である。

3 乙の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議により価格を改定できる。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 契約電力が500kW未満の施設において、各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- 一 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき

二 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなき

- 2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。
- 3 前2項に掲げる契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(契約電力の変更)

第8条 契約電力が500kW以上の施設において、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

- 2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(計量及び検査)

第9条 計量日は、施設毎に甲乙協議の上、定めるものとし、乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項に掲げる使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の請求及び支払)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、契約電力(常時電力)に第3条に定める契約金額(常時電力基本料金単価)を乗じて得た金額(ただし、力率割引割増を行う場合は力率割引割増して得た額とする。)及び契約電力(予備電力)に第3条に定める契約金額(予備電力基本料金単価)を乗じて得た金額の合計金額(以下「基本料金」という。)に、当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額(従量料金単価)を乗じて得た額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額又は差引した額とする。)を加算した額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。)を、1月ごとに甲に請求するものとする。

- 2 前項に掲げる力率割引割増並びに燃料費調整額の取扱いは、電気事業法第3条第1項規定に基づき関東地方管内の一般電気事業者の許可を得ている者の電気需給約款等の定めに準じるものとする。

3 乙は、甲の施設ごとに料金を分割して請求するものとし、請求書の送付先は、別紙仕様書に掲げるとおりとする。

- 4 乙への料金の支払期限は、乙の定める約款等の規定によるものとする。

(蓄熱割引額)

第12条 蓄熱運転により昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な電力量に対して蓄熱割引を行う場合は、以下の算式により蓄熱割引額を算定する。

なお、蓄熱割引額に銭未満の端数が生じた場合は、銭未満を切り捨てることとする。

蓄熱割引額＝1月の蓄熱電力量×夜間時間電力量料金単価×蓄熱割引率

(電力量信号検出器)

第13条 電力量信号検出器とは、乙が需給契約に基づいて必要に応じ、甲に電力を供給するため、東京国立近代美術館各施設の構内に設置する電力信号検出・変換機器及び通信回線設備をいい、甲は乙が設置した電力信号検出器へ電気を供給するとともに、設置のための場所を無償で提供する。

- 2 電力信号検出器設置に係る工事費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、乙の定める電力信号検出器の消費電力相当費用を甲に支払うものとする。
- 4 乙は、乙が甲に支払う消費電力相当費用を、甲の電気料金から控除するものとする。
- 5 甲又は乙の都合により、電力信号検出器を移動又は撤去する場合は、甲乙協議の上、乙が実施する。

(託送供給契約)

第14条 乙が東京電力株式会社と締結する託送供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該託送供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因し生ずる金銭債務を除く）は、乙が負担するものとする。

- 2 甲乙双方が契約の変更又は契約期間内の解約を申し入れる場合は、予め甲乙協議の上、契約変更又は解約の予定日を定めるものとし、乙はそれに応じて、東京電力株式会社との託送供給契約の変更又は解約を行うものとする。なお、本契約が解約された際は、乙は速やかに本契約により新たに敷設した設備を撤去するものとする。

(機密の保持)

第15条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲及び乙が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。
- 二 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第17条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に第11条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第18条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙の役員又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、前項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第19条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（協議）

第20条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、別に定める覚書によるほか甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 東京都千代田区北の丸公園3番1号
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館 加茂川 幸夫

乙

契約金額

1 東京国立近代美術館本館

基本料金	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
契約電力	円	円	円

電力量料金	従量料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円

2 東京国立近代美術館工芸館

基本料金	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
契約電力	円	円	円

電力量料金	従量料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円

3 東京国立近代美術館フィルムセンター

基本料金	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
契約電力	円	円	円

電力量料金	従量料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円

4 東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館

基本料金	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
契約電力	円	円	円

電力量料金	従量料金単価 (1kWにつき)	消費税額及び地方消費 税額	合計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円